

認可特定保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ. 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な<u>保険募集態勢</u>の確立</p> <p>保険募集人が保険契約者の利益を害することがないように、認可特定保険業者は適正な<u>保険募集態勢</u>を確立する必要がある。このため、以下のような点について、認可特定保険業者の取組状況等を確認する必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>Ⅱ. 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な<u>保険募集管理態勢</u>の確立</p> <p>保険募集人が保険契約者の利益を害することがないように、認可特定保険業者は適正な<u>保険募集管理態勢</u>を確立する必要がある。このため、以下のような点について、認可特定保険業者の取組状況等を確認する必要がある。</p> <p><u>(1) 保険募集の意義</u></p> <p><u>① 改正法附則第 4 条の 2 に規定する保険募集とは、以下のア. からエ. の行為をいう。</u></p> <p><u>ア. 保険契約の締結の勧誘</u></p> <p><u>イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明</u></p> <p><u>ウ. 保険契約の申込の受領</u></p> <p><u>エ. 上記のほか、当該認可特定保険業者のために行う保険契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>② なお、上記エ. に該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえたうえで、以下のア. 及びイ. の要件に照らして、総合的に判断するものとする。</u></p> <p><u>ア. 認可特定保険業者又は保険募集人などからの報酬を受け取る場合や、認可特定保険業者又は保険募集人と資本関係等を有する場合など、認可特定保険業者又は保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があること。</u></p> <p><u>イ. 具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。</u></p>

認可特定保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<u>(新設)</u>	(2) 「募集関連行為」について
<u>(新設)</u>	<p><u>契約見込客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集のプロセスのうち上記(1)に照らして保険募集に該当しない行為（以下、「募集関連行為」という。）については、直ちに募集規制が適用されるものではない。</u></p> <p><u>しかし、認可特定保険業者又は保険募集人においては、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合には、当該募集関連行為を受託した第三者（以下、「募集関連行為従事者」という。）が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の①から③の点に留意しているか。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>また、認可特定保険業者は、保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険募集人がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うよう指導しているか。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(注 1) 募集関連行為とは、例えば、保険商品の推奨・説明を行わず契約見込客の情報を認可特定保険業者又は保険募集人に提供するだけの行為や、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち認可特定保険業者又は保険募集人からの情報を転載するにとどまるものが考えられる。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(注 2) ただし、例えば、以下の行為については、保険募集に該当し得ることに留意する必要がある。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>ア. 業として特定の認可特定保険業者の商品（群）のみを見込み客に対して積極的に紹介して、認可特定保険業者又は保険募集人などから報酬を得る行為</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>イ. 比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、認可特定保険業者又は保険募集人などから報酬を得て、具体的な保険商品の推奨・説明を行う行為</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(注 3) 例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らして、基</u></p>

認可特定保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>本的に保険募集・募集関連行為のいずれにも該当しないものと考えられる。</u></p>
(新設)	<p><u>ア. 認可特定保険業者又は保険募集人の指示を受けて行う商品案内のチラシの単なる配布</u></p>
(新設)	<p><u>イ. コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明</u></p>
(新設)	<p><u>ウ. 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</u></p>
(新設)	<p><u>エ. 認可特定保険業者又は保険募集人の広告を掲載する行為</u></p>
(新設)	<p><u>(注 4) 保険募集人が保険募集業務そのものを外部委託することは、原則として許容されないことに留意する。</u></p>
(新設)	<p><u>① 募集関連行為従事者において、保険募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか。</u></p>
(新設)	<p><u>② 募集関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、保険募集人が募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行っているか。</u></p>
(新設)	<p><u>③ 募集関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る顧客同意の取得などの手続が個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。</u></p>
	<p><u>また、募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(注) 例えば、保険募集人が、高額な紹介料やインセンティブ報酬を払って募集関連行為従事者から見込み客の紹介を受ける場合、一般的にそのような報酬体系は募集関連行為従事者が本来行うことができない具体的な保険商品の推奨・説明を行う蓋然性を高めると考えられることに留意する。</u></p>

認可特定保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(1) 保険募集人の採用・委託・届出</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>認可特定保険業者の委託を受けて、当該認可特定保険業者のために以下のいずれかの業務を行う者について、当該認可特定保険業者は、改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の21第1項第6号に定める届出を行っているか。</u></p> <p>ア. <u>保険契約の締結の勧誘</u></p> <p>イ. <u>保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明</u></p> <p>ウ. <u>保険契約の申込の受領</u></p> <p>エ. <u>上記のほか、当該認可特定保険業者のために行う保険契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>(注) 届出の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者については、基本的に上記届出は不要であると考えられる。</u></p> <p><u>(ア) 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</u></p> <p><u>(イ) コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続等についての説明</u></p> <p><u>(ウ) 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</u></p> <p>③ (略)</p> <p><u>(2) 保険募集人の教育・管理・指導</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(3) 保険募集人の採用・委託・届出</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>(4) 保険募集人の教育・管理・指導</u></p> <p>(略)</p>

認可特定保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 監督手法・対応</p> <p><u>保険募集態勢</u>について問題があると認められる場合には、認可特定保険業者に対し、必要に応じて改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づき報告を求めるとともに、認可特定保険業者の態勢の検証（Ⅱ-3-5-1-2を参照）を行い、重大な問題があると認められる場合には改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条又は改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-5 利用者の保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 利用者に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 監督手法・対応</p> <p><u>保険募集管理態勢</u>について問題があると認められる場合には、認可特定保険業者に対し、必要に応じて改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づき報告を求めるとともに、認可特定保険業者の態勢の検証（Ⅱ-3-5-1-2を参照）を行い、重大な問題があると認められる場合には改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条又は改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p>Ⅱ-3-5 利用者の保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 利用者に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 法第294条の3の規定（二以上の所属保険会社等を有する場合における当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項の提供に係る措置）は、認可特定保険業者のために行う保険募集に直接適用されるものではない。ただし、命令第23条第1項第7号ニ及び第24条に規定する措置を適切に講じて利用者保護を図る観点から留意が必要となる。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>

認可特定保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<u>(12)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(13)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(15)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)